

20170310 産保近第3号
平成29年3月15日

管内鉱山 鉱業権者（鉱業代理人） 殿

中部近畿産業保安監督部近畿支部長

鉱山における重篤災害の多発について【注意喚起】

日頃から鉱山保安確保に御尽力されていると存じます。

さて、平成28年を振り返ると、全国で罹災者を伴う災害が16名（15件）発生し、過去10年間では2番目に少ない結果となりましたが、死亡者数は3名（3件）発生し、平成20年以来の多さとなりました。

さらに、直近4ヶ月間（平成28年11月～平成29年2月）では、毎月重篤（重傷以上）災害が発生し、累計数が11名（うち死亡1名）にも達するといった状況になっています。

特に2月は、5名（5件）の重篤災害が発生するとともに、発破作業に伴い巨大な岩盤が崩落し、その一部の岩石（直径約4m、厚さ約2m、推定重量40t）が斜面途中に設置していた落石防護壁等を突き破り、斜面下部の裾に立地している建屋のブロック塀の一部を突き破って止まるといった過去に例を見ない、あわや大惨事となる災害も発生しています。（別紙参照）

これらの原因の多くは、現場における不安全状態に対する認識の甘さや、不注意によるものと推察され、現場全体に災害に対する保安意識の緩みが蔓延しているのではないかと危惧しています。

鉱山現場の幹部が、請負業者の方々を含めた鉱山労働者と密にコミュニケーションを取るなどして、鉱山労働者が常に保安意識を持ち、保安第一で作業にあたり、災害撲滅を図って安定操業に努めてください。

つきましては、各鉱山鉱業権者又は鉱業代理人の皆様におかれましては、今一度、貴鉱山のリスクアセスメントの見直し及び鉱山労働者に対し保安教育の実施を行い、災害の未然防止に努めるよう注意喚起します。

あわせて、当該喚起文書を受け取ってから災害撲滅に向けて取り組んだ内容を4月末までに別添様式にて報告してください。

以上

(問い合わせ先)

中部近畿産業保安監督部近畿支部

担当：鉦山保安課 土屋・小西

住所：大阪府中央区大手前1-5-44

電話：06-6966-6062

【災害事例（直近4ヶ月間の重篤災害）】

平成28年11月：2件（うち死亡1名、重傷者1名）

①埋没のため：死亡1名（石灰石）

石灰石製品の貯鉱槽内で漏斗状に居付いている付着物を除去作業中に埋没。埋没する恐れがあるにもかかわらず、罹災者は安全帯を装着していなかった。

②運搬装置のため（ベルトコンベア）：重傷1名（けい石）

砕鉱場内のベルトコンベアのヘッドプーリー表面に居付いている付着物を除去するため、ベルトコンベアを停止せずにコンプレッサーのエアを利用したエアガンで除去しようとしたところ、プーリーとベルトの間にエアガンごと指が巻き込まれた。

平成28年12月：3件（うち重傷者3名）

③岩盤崩壊のため：重傷1名（石灰石）

A（罹災者）は、切羽にてブレーカー（車両系鉱山機械の一種）で小割作業を行っていた作業員Bに作業指示を伝えるためブレーカーに近づいたところ、切羽面の浮石が落ちてきて、地面にバウンドした石（1.8m×1.3m）が、避けようとしたAの足に当たるとともに、更に避ける際に転倒し、顔面を地面にぶつけた。

④墜落のため：重傷1名（けい石）

ロータリードライヤーによる原料乾燥作業中、業務終了準備のため、ロータリードライヤーの原料供給フィーダーを止め、垂直梯子（高さ6m）を登って給鉱部の清掃を行った後、梯子を降りる際に高さ約5m付近から足を滑らせ床面まで墜落した。

⑤運搬装置のため（車両系鉱山機械）：重傷1名（けい石）

剥土作業で発生した岩ズリを埋立用等に出荷するため、35tダンプトラックで貯鉱場に運搬し、約19mの高さから投下しようとしてバックしたところ、投下箇所左側後輪下の地盤が崩落し下部まで転落。罹災者は、シートベルトをしていなかった。

平成29年1月：1件（うち重傷者1名）

⑥転倒のため：重傷1名（金属）

朝、業務の申し送りを終え、現場事務所に戻る際、凍結したアスファルト道路の坂道で転倒した。

平成29年2月：6件（うち重傷者5名）

⑦発破のため：罹災者無し（石灰石）

山頂部の採掘箇所にて発破をかけた際、発破箇所の近傍斜面から岩盤が崩落し、斜面下部に掘り込んで造成した落石受け（幅10m、深さ5～6m、延長50m）に落下したものの、一部の岩石が乗り越え、さらに下部に設置していた鉄製の落石防護壁（高さ約5m、厚さ20mm）の一部を突き破り、斜面裾に立地している建屋のブロック塀の一部を突き破って止まった。（岩石の規模：直径約4m、厚さ約2m、推定重量40t。）

⑧運搬装置のため：重傷1名（石灰石）

ベルトコンベアに原料（粉碎した石灰石）が詰まったため、除去作業を行った後、ベルトコンベアが正常に作動するか（蛇行していないか）を確認するため、起動スイッチを押しベルトコンベアへ近づいた。その際、場内に置いてあった土嚢につまづき転倒し、ベルトコンベアに左手をつき、巻き込まれた。

⑨機械のため：重傷1名（石灰石）

粉碎設備の集じん機からの集じんダスト処理工程のうち、ロータリーバルブ（羽根が回転することにより流量を制御する装置）下にあるシュート部が詰まりやすいので、シュート部点検口から清掃を行っていたところ、誤って点検口奥にあるロータリーバルブの羽根に右手指先が接触した。

⑩運搬装置のため：重傷1名（石炭）

坑道内で盤打ち機によりズリの積み込み作業中、前進しながら盤打ち機のバケットを持ち上げようと操作したところ、バケットのツメが側壁の鋼柱根脚に引っ掛かり盤打ち機が傾き倒れた。運転者は盤打ち機が傾き倒れる際逃げようとしたが坑道内に吊架していたベルトコンベアのフレームの脚と倒れた盤打ち機の間にはさまれた。

⑪取扱中の器材鉋物等のため：重傷1名（金属）

旧坑道内の側壁にアンカーで固定されたポリエチレン配管（直径6インチ、長さ10m、重量38kg）の撤去作業を行っていたときに、共同

作業者とのタイミングがあわず同配管が1.2 mの高さから落ち、同配管の鉄製接続金具が前腕に当たった。

⑫転倒のため：重傷1名（石灰石）

朝出勤し、休憩所で安全靴等装着した後、作業現場に向かう途中、前夜の降雪による雪のわだちの凍結した下り道路で転倒（尻もち）した。